

会議の名称	令和5年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年9月25日(月) 午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第50号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第51号議案 農用地利用集積計画の決定について(期間) (4) 第52号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年) (5) 第53号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 報告第45号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (7) 報告第46号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第47号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第48号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (10) 報告第49号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (11) 報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知について (12) 報告第51号 農業用施設(2a未滿)の設置に伴う届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和5年第9回本庄市農業委員会総会議事日程

	2 令和5年第9回本庄市農業委員会総会議案 3 (資料1) 農業委員会等に関する法律(抜粋) 4 事務局連絡事項 5 令和5年度版農業者年金制度のご案内(パンフレット) 6 農業者年金加入推進マニュアル 7 農業者年金加入 委員別担当人数一覧
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第9回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、11番、永尾委員、14番、鳥澤委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。まず、第49号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第49号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転2件となります。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2項の規定により、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町太駄地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、木村委員でございます。</p> <p>整理番号1及び整理番号2の申請地位置図は、3ページ及び4ページとなります。全ての申請につきまして、受人所有農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1及び整理番号2について、地区担当委員からの報告を求めます。始めに、整理番号1について、岡芹委員の報告を求めます。</p>
岡芹委員	<p>整理番号1について、9番、岡芹より報告させていただきます。9月20日午前9時30分頃から、門倉推進委員、荒井推進委員と現地確認を行いました。また、9月22日午前9時から事務局と受人へのヒアリングを実施いたしました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は東今井自治会館から北へ約300メートルにあり、〇〇〇〇倉庫北側の塀を隔てた場所です。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻りください。申請事由は売買です。受人と渡人は近所に住んでおり、親戚付き合いをしていることから受け渡しの申し出があり、協議したところ譲渡に合意し申請に至ったものです。</p> <p>受人の年齢は82歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具は、トラクター1台、耕うん機2台、管理機1台、軽トラック1台、草刈り機1台、ユンボ1台、動力噴霧器1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。申請地には、じゃがいもの作付けを予定しています。</p> <p>申請地の耕作状況は保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れもない</p>

	ことから、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。
議長	整理番号2について、木村委員の報告を求めます。
木村委員	<p>整理番号2について、17番、木村より報告させていただきます。9月20日午前9時頃、櫻井推進委員と現地確認及び受人への聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は正覚寺の北東約300メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人の年齢は72歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と妻の計2名でございます。農機具はトラクター1台、耕うん機・管理機6台、唐箕（とうみ）2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、許可することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>挙手多数であります。よって、第49号議案は許可とします。</p> <p>次に、第50号議案「農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程します。上程議案のうち、はじめに、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当する、番号7番から番号11番までを除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第50号議案をご説明いたしますので、議案書5ページをお願いいたします。</p> <p>第50号議案、農用地利用集積計画の決定について（通年）、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めますのでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、6ページから12ページまでをお願いいたします。申請件数は、29件です。田8筆及び畑4</p>

	<p>1筆の面積合計7万4,212平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本計画(案)でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号7番から番号11番までを審議します。ついては、福島委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する番号7番から番号11番までをご説明いたします。計画内容については、7ページをお願いいたします。申請件数は、5件です。田4筆及び畑2筆の面積合計1万1,513平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本計画(案)でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。福島委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p>

	<p>次に、第51号議案「農用地利用集積計画の決定について（期間）」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第51号議案をご説明いたしますので、議案書13ページをお願いいたします。</p> <p>第51号議案、農用地利用集積計画の決定について（期間）、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、14ページから24ページまでをお願いいたします。今回の申請件数は、67件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田61筆及び畑41筆の面積合計16万9,455平方メートルでございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本計画（案）でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手総員）</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり決定しました。次に、第52号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（通年）」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第52号議案をご説明いたしますので、議案書25ページをお願いいたします。</p> <p>第52号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（通年）、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、以降「機構法」と申し上げますが、機構法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農用地利用集積等促進計画、以降「促進計画」と申し上げますが、この促進計画でございますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行日</p>

	<p>の令和5年4月1日より、主に地権者と耕作者が相対で貸借をする「農用地利用集積計画」と、農地中間管理機構が地権者から借り受け耕作者に配分する「農用地利用配分計画」が廃止され、「促進計画」に一本化されたものでございます。</p> <p>なお、促進計画に一本化をされてはおりますが、経過措置により、改正法の施行日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、「農用地利用集積計画」を定めることができるものとされております。</p> <p>計画内容については、26ページをお願いいたします。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、畑1筆、面積は記載のとおりでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画(案)の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答します。</p> <p>次に、第53号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第53号議案をご説明いたしますので、議案書27ページをお願いいたします。</p> <p>第53号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、28ページ及び29ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転7件、使用貸借権1件及び賃借権1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。28ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p>

申請地位置図は、30ページをお願いいたします。5-1については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号2でございます。28ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建築条件付売買予定地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、31ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号3でございます。28ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、滝瀬地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和4年12月8日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、金井委員でございます。

申請地位置図は、32ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。

次に、整理番号4でございます。28ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鳥澤委員でございます。



申請地位置図は、33ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号2と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号5でございます。28ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、第一種住居地域です。地区担当は、田端会長でございます。

申請地位置図は、34ページをお願いいたします。5-5については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号6でございます。28ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。令和4年8月30日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、坂爪委員でございます。

申請地位置図は、35ページをお願いいたします。5-6については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張用地、業務用倉庫の建設を目的とした敷地拡張であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。

次に、整理番号7でございます。28ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、第一種住居地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。

申請地位置図は、36ページをお願いいたします。5-7については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第3種農地における立地基準及

	<p>び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。</p> <p>次に、整理番号8でございます。29ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、37ページをお願いいたします。5-8については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。</p> <p>最後に、整理番号9でございます。29ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、38ページをお願いいたします。5-9については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号3と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号9について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について宮部延一委員の報告を求めます。</p>
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告させていただきます。9月22日午後2時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書30ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉警察署から北西約150メートルに位置し位置しております。恐れ入ります、議案書28ページにお戻りください。申請目的は売買による敷地拡張です。</p> <p>受人は現在、申請地に隣接する北側の事業所で犬のブリーダー業を営んでいます。今回、ブリーディングを終えた犬の運動場としての利用を目的とし、敷地の拡張を考えていたところ、地権者より了承が得られたため、申請に至りました。</p> <p>用途地域は準工業地域で周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われれます。</p>

	以上、報告いたします。
議長	整理番号2について、岡芹委員の報告を求めます。
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告させていただきます。9月20日午前9時頃、荒井推進委員、門倉推進委員と現地確認及び渡人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては議案書31ページ5-2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、東今井公会堂の西側に位置しており、周辺の状況は四方が住宅に囲まれています。恐れ入ります、議案書28ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は建築条件付き売買予定地としての所有権移転でございます。今回、譲受人は申請地を買い受け、3区画に区割りした土地を建築条件付きの分譲地として販売する計画となっております。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号3について、金井委員の報告を求めます。
金井委員	<p>3番金井より報告させていただきます。9月20日午後1時頃、糸原推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については、議案書32ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は立岩寺から、北西約100メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書28ページにお戻りください。申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。借受人と貸渡人の関係は親子になります。</p> <p>申請人は現在市内のアパートにて生活していますが、子供の成長とともに狭くなり、自己用住宅の建設を計画したとのことです。申請地は実家の隣であり住環境もよいので適地と考え、今回の申請に至りました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	整理番号4について、鳥澤委員の報告を求めます。
鳥澤委員	<p>14番、鳥澤より報告させていただきます。9月20日午前10時頃、鈴木幹雄推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書33ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は稲荷神社から東約250mに位置しております。恐れ入ります、議案書28ページにお戻りください。申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転でございます。</p> <p>今回、譲受人は申請地を買い受け、西隣りの宅地とあわせて建売分譲住宅6棟</p>

	<p>を建設する計画となっています。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、私が議事進行のため、私に代わり倉野内推進委員からの報告を求めます。</p>
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。9月22日午後2時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書34ページ5-5の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道462号線、金屋保育所前交差点から、南東約150メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書28ページにお戻りください。申請目的は、資材置場用地としての所有権移転となっております。</p> <p>受人は現在、申請地の北側の自宅で建設業を営んでいます。令和4年度より、今まで勤めていた工務店から独立し、個人で建築の下請工事を受注しています。今後、基礎工事、外構工事も請け負い、事業の拡大を計画しています。</p> <p>この事業拡大に伴い、建築資材や重機等を保管するためのスペースが必要になり、自宅の南側に隣接し、又、資材の搬入搬出に必要な3メートル以上の道路に接している申請地が保守管理に最適であると考え、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>整理番号6について、坂爪委員の報告を求めます。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告させていただきます。9月23日午後1時頃、新井推進委員と現地確認し、その後受入から聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書35ページ5-6の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道462号線沿い本泰寺から南西約70メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書28ページにお戻りください。申請事由は敷地拡張用地としての、賃借権の設定です。受人は現在、申請地の隣で運送・倉庫業を営んでいます。</p> <p>現在の事業用地では、営業用倉庫2棟を使用しています。昨今の人手不足の問題に対応するため、今回の敷地拡張部分に新たに倉庫を1棟増設して、外部に委託し保管している物品を事業所へ集約し、業務の効率化を図りたい、とのことです。</p>

	<p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>整理番号7及び整理番号8について、宮部延一委員の報告を求めます。</p>
宮部延一委員	<p>5-7・5-8について、10番宮部より報告させていただきます。はじめに、5-7について、9月22日午後2時15分頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書36ページ5-7の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉小学校から東に約150メートルの場所に位置しております。恐れ入ります、議案書28ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は売買による土地分譲用地です。申請地は小学校や駅に近く、利便性の良い場所となっていることから、計6区画に区分けし住宅地として販売を計画しているとのことです。</p> <p>用途地域は第一種住居地域で、周辺農地及び水路等に支障をきたす恐れはないと思います。</p> <p>引き続き、5-8についてご報告いたします。9月22日午後2時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては、議案書37ページ5-8の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉警察署から北西に約150メートルに位置しております。先ほどご報告しました5-1の申請地の道路を挟んだ東側となります。恐れ入ります。議案書29ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は売買による土地分譲用地です。申請地は宅地化が進んでおり、住環境が良いことから、計7区画に区分けし住宅地として販売を計画しているとのことです。</p> <p>用途地域は準工業地域で周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、私が議事進行のため、私に代わり倉野内推進委員からの報告を求めます。</p>
倉野内推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。9月22日午後1時30分頃、田端会長及び代理人と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書38ページ5-9の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、県立児玉高等学校の南側に隣接しております。恐れ入ります、議案書29ページにお戻りください。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は現在、申請地付近の借家にて生活していますが今</p>

	<p>後の生活環境など将来的なことを考え、自己用住宅の建築を計画したとのこと です。</p> <p>申請地は、住環境が整っており、現在の借家からも近いことから、最適であると判断し今回の申請に至ったとのこととです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、許可相当とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員であります。よって、本議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第45号をご説明いたしますので、議案書39ページをお願いいたします。</p> <p>報告第45号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、40ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等支援事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第46号をご説明いたしますので、議案書41ページをお願いいたします。</p> <p>報告第46号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、42ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第47号をご説明いたしますので、議案書43ページをお願いいたします。</p> <p>報告第47号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処</p>

分したのでご報告いたします。

届出内容については、44ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第48号をご説明いたしますので、議案書45ページをお願いいたします。

報告第48号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、46ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第49号をご説明いたしますので、議案書47ページをお願いいたします。

報告第49号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。

受案件数は、5件です。報告書は48ページから60ページまでのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。

続きまして、報告第50号をご説明いたしますので、議案書61ページをお願いいたします。

報告第50号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。

通知内容については、62ページをお願いいたします。受案件数は、6件です。農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。

	<p>最後に、報告第51号をご説明いたしますので、議案書63ページをお願いいたします。</p> <p>報告第51号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、64ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（事務局長説明）</p> <p>以上をもちまして、令和5年第9回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>



令和5年第9回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年9月25日(月)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席	○	金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	欠席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席	○	秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人